

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、三豊市が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）竹田1号地区）を行うことについて平成20年12月18日適当と決定した。

その関係書類を三豊市建設経済部農林水産課において平成21年1月13日から同年2月2日まで縦覧に供する。

平成21年1月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀